

岐阜県公報

号外(一) 令和四年七月一日

目次

条 例

岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例	(人事課)	三
岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	(同)	三
岐阜県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	五
過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例の一部を改正する条例	(同)	六
岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例の一部を改正する条例	(同)	六
岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	(市町村課)	七
岐阜県博物館条例等の一部を改正する条例	(文化伝承課)	七
岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(農村振興課)	八
岐阜県建築基準条例及び岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(建築指導課)	八
岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(住宅課)	八
岐阜県教育委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(教職員課)	一〇

本号で公布された条例のあらまし

- 岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例(条例第二二二号)
- 一 「国家公務員退職手当法」の一部改正に鑑み、失業者の退職手当について、国家公務員に準じて次のとおり所要の規定の整備を行うこととした。
- 1 退職の日後に事業を開始した職員が知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該期間の日数が四年から受給期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く)は、受給期間に算入しないこととした。(第一〇条関係)
- 2 雇用機会が不足していると認められる地域における延長給付について、令和七年三月三十一日以前の退職者まで支給することができることとした。(附則第三六項関係)
- 二 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 三 この条例は、一部を除き、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(条例第二三三号)
- 一 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正に鑑み、国家公務員に準じて、次のとおり規定の整備を行うこととした。
- 1 非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和
- (一) 子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までの期間内にする育児休業について、任期に係る取得要件を、子の出生の日から起算して八週間と六月を経過する日までにその任期が満了することが明らかでないこととした。(第三条関係)
- (二) 一歳から一歳六か月に達するまでの子についてする育児休業について、申

出をした非常勤職員の配偶者が育児休業をしている場合には、当該育児休業に係る育児休業終了予定日の翌日以前の日から育児休業を取得できることとした。(第三条の三関係)

(三) 一歳六か月から二歳に達するまでの子についてする育児休業について、(二)と同様の規定を設けることとした。(第三条の四関係)

2 その他所要の規定の整理を行うこととした。

二 この条例は、令和四年一〇月一日から施行することとした。

岐阜県条例の一部を改正する条例(条例第二四号)

一 不動産取得税

不動産を取得した者が登記の申請をした場合は、原則として県に対する申告を不要とすることとした。(第五九条関係)

二 その他所要の規定の整理を行うこととした。

三 一に伴い、「特定非営利活動法人に対する岐阜県税の特例に関する条例」について、所要の規定の整理を行うこととした。

四 この条例は、一部を除き、令和五年四月一日から施行することとした。

過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第二五号)

一 「租税特別措置法」等の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第二六号)

一 「地域再生法」に基づく特定業務施設の整備計画について知事の認定を受けた事業者が当該施設の新設又は増設を行った場合における事業税及び不動産取得税の特例について、要件を緩和(当該認定から当該施設の新設又は増設までの期間を二年から三年に延長)した上で、その適用期間を二年延長することとした。

(第二条及び第三条関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(条例第二七号)

一 「公職選挙法施行令」の一部改正に鑑み、次に掲げる費用に係る県議会議員選挙及び知事選挙における選挙運動の公費負担の限度額を改定することとした。

1 選挙運動用自動車の使用に係る費用(第四条関係)

2 選挙運動用ビラの作成に係る費用(第四条の二関係)

3 個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターの作成に係る費用(第五条関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県博物館条例等の一部を改正する条例(条例第二八号)

一 「博物館法」の一部改正に伴い、次の五条例について所要の規定の整理を行うこととした。

1 岐阜県博物館条例

2 岐阜県旅館業法施行条例

3 岐阜県美術館条例

4 岐阜県現代陶芸美術館条例

5 岐阜県暴力団排除条例

二 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第二九号)

一 「農地法」に基づく農地転用許可等を行う市町村として、池田町が農林水産大臣の指定を受けたことに伴い、所要の規定の整理を行うこととした。(別表第一関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県建築基準条例及び岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第三〇号)

一 「建築基準法」の一部改正に伴い、次の二条例について所要の規定の整理を行うこととした。

1 岐阜県建築基準条例

2 岐阜県土木関係手数料徴収条例

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第三一号)

一 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の一部改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料及び長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料を新たに徴収することとした。(別表第一関係)

二 この条例は、令和四年一〇月一日から施行することとした。

岐阜県教育委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第三二号)

一 「教育職員免許法」等の一部改正に伴い、次のとおり規定の整備を行うこととした。

1 教育職員免許状有効期間更新手数料等を廃止することとした。(別表関係)

2 その他所要の規定の整理を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十二号

岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例

岐阜県職員退職手当条例(昭和二十八年岐阜県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第四項中「当該退職」を「当該退職」に、「とす」を「とし」、当該退職の日後に事業(その実施期間が三十日未満のものその他人事委員会規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める職員が人事委員会規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が四年から第一項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第一項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第十一項第五号中「第四条第八項を「第四条第九項」に改める。

附則第三十項中「附則第十一条」を「附則第十三条」に改める。
 附則第三十六項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十条第十一項第五号の改正規定は、令和四年十月一日から施行する。

2 改正後の第十条第四項の規定は、この条例の施行の日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の人事委員会規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十三号

岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県職員の育児休業等に関する条例(平成四年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号イ(1)中「(イ)の下に」当該子の出生の日から第四条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から六月を経過する日、「を」を加え、「二歳」を「当該子が二歳」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(1) その養育する子が一歳に達する日(以下「一歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第三条の三第二号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下この(1)において同じ。(において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第三号に掲げる場合に該当して当該子の一歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(2) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の

末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第三条第四号八を削る。

第三条の第三号中「ため、非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日)が異なるときは、そのいずれかの日()の翌日(当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしていない非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第四条第七号に掲げる事情に該当するとき又は口及び八に掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあっては八に掲げる場合に該当する場合)に改め、同号中口を八とし、同号イ中「当該非常勤職員が」の下に「前号に掲げる場合に該当して」を、「当該配偶者が」の下に「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して」を加え、同号中イを口とし、同号にイとして次のように加える。

イ 当該非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日)が異なるときは、そのいずれかの日()の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第三条の第三号に次のように加える。

二 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該非常勤職員が前

号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第三条の四中「ため、非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日(当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するとき」を「非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第七号に掲げる事情に該当するときは第二号及び第三号に掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)に改め、同条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第三条の四に次の一号を加える。

四 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日後の期間において

この条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第三条の五を削る。

第四条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第八号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続き特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第七号とし、同条の次に次の一条を加える。

(法第二条第一項第一号の条例で定める期間)

第四条の二 法第二条第一項第一号の条例で定める期間は、五十七日間とする。

第十条第六号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書(当該職員が計画的

に育児短時間勤務をする旨その他必要な事項を記載した人事委員会規則で定める書面をいう。)に改める。

附則

- 1 この条例は、令和四年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の第四条第五号又は第十条第六号の規定により子を養育するための計画について申し出た職員に対するこれらの規定の適用については、なお従前の例による。

岐阜県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十四号

岐阜県条例の一部を改正する条例

岐阜県条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中、それぞれを削る。

第二十七条第一項ただし書中「同法第二十一条第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額(法第二十三条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。以下この項において同じ。)が九百万円以下であるものに限る。)(の法第三十四条第一項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。))で法第二十三条第一項第八号に規定する控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同項第二号中「法第三十二条第三項に規定する青色専従者給与額又は同条第四項」を「青色専従者給与額(所得税法第五十七条第一項の規定による計算の例により算定した同項の必要経費に算入される金額をいう。)(又は法第三十二条第五項」に改める。

第二十七条の二第二項中「附記された事項」を「付記された事項(法第四十五条の三第二項に規定する確定申告書に付記された事項で総務省令で定める事項を除く。)」に、「同条第一項」を「前条第一項」に改め、同条第三項中「附記し」を「付記し」に改める。

第五十九条第一項中「左の各号」を「次」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第十八条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合(同法第二十五条の規定により当該申請が却下された場合を除く。)は、この限りでない。

第五十九条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 前項ただし書の場合において、知事は、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、同項ただし書の規定にかかわらず、不動産を取得した者に、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出させることができる。

第五十九条の三中「第七十三条の十八第三項の規定によつて」を「第七十三条の十八第四項の規定により」に、「においては」を「には」に、「損がい」を「損壊」に、「その他」を「その他」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

附則第七条第一項中「農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画」に、「令和三年四月一日」を「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和四年法律第五十六号)の施行の日」に改め、同条第八項中「第十条第二号」を「第十一条第一項」に改め、同条第十七項中「第十二条の二第二項」を「第十二条の二の二第一項」に改める。

附則第八条第四項中「第十六項」を「第十四項」に改める。
 附則第十一条の三第一項中「第十項」を「第七項」に改める。
 附則第十一条の五第三項中「第六項」を「第五項」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四条第一項及び附則第七条第八項の改正規定 令和四年十月一日
- 二 第二十七条第一項、第二十七条の二第二項及び第三項並びに附則第十一条の三第一項及び第十一項の五第三項の改正規定並びに次項の規定 令和六年一月一日
- 三 附則第七条第十七項の改正規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十七号) 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

四 附則第七条第一項及び第八条第四項の改正規定並びに附則第四項及び第五項の規定 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第五十六号）の施行の日

（県民税に関する経過措置）

2 前項第二号に掲げる規定による改正後の岐阜県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

3 改正後の岐阜県税条例第五十九条の規定は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 附則第一項第四号に掲げる規定による改正後の岐阜県税条例附則第七条第一項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

5 附則第一項第四号に掲げる規定による改正前の岐阜県税条例（以下この項において「旧条例」という。）附則第七条第一項の規定は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第五十六号）附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画に基づき農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、旧条例附則第七条第一項中「農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第五十六号）附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する」と、「令和三年四月一日」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日」とする。

（特定非営利活動法人に対する岐阜県税の特例に関する条例の一部改正）

6 特定非営利活動法人に対する岐阜県税の特例に関する条例（平成十三年岐阜県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第五十九条第一項」を「第五十九条第一項本文又は第二項」に改

める。

過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十五号

過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例（昭和四十五年岐阜県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に、「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に、「第二十八条の九第十項」を「第二十八条の九第十項第一号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第二条の規定は、令和四年四月一日から適用する。

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十六号

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例（平成二十七年岐阜県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「二年を

を「三年を」に、「者について」を「ものについて」に改める。
第三条中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「二年」を「三年」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の第二条第一項及び第三条の規定は、令和四年四月一日以後に設備（地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成二十七年総務省令第七十三号）第二条第一号に規定する特別償却設備をいう。以下同じ。）を新設し、又は増設した事業者について適用し、同日前に設備を新設し、又は増設した事業者については、なお従前の例による。

岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十七号

岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年岐阜県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号イ中「二万五千八百円」を「一万六千円」に改め、同号ロ中「七千五百六十円」を「七千七百円」に改める。

第四条の二第一号中「七千五百一十円」を「七千七百一十円」に改め、同条第二号中「三十七万五千五百円と五百一十円」を「三十八万六千五百円と五百一十円」に改める。

第五条中「三十一万五千五百円」を「三十一万六千二百五十円」に改め、同条第一号中「五百二十五円六銭」を「五百四十一円三十一銭」に改め、同条第二号中「二十六万二千五百三十円と二十七円五十銭」を「二十七万六千五百五十円と二十八円三十五銭」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

岐阜県博物館条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十八号

岐阜県博物館条例等の一部を改正する条例

（岐阜県博物館条例の一部改正）

第一条 岐阜県博物館条例（昭和五十一年岐阜県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

（岐阜県旅館業法施行条例の一部改正）

第二条 岐阜県旅館業法施行条例（昭和二十四年岐阜県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「の各号」を削り、同項第二号中「第二十九条」を「第三十一条第一項」に改め、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

（岐阜県美術館条例の一部改正）

第三条 岐阜県美術館条例（昭和五十七年岐阜県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第九条中「第二十条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

（岐阜県現代陶芸美術館条例の一部改正）

第四条 岐阜県現代陶芸美術館条例（平成十三年岐阜県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第二十条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

（岐阜県暴力団排除条例の一部改正）

第五条 岐阜県暴力団排除条例（平成二十二年岐阜県条例第五十四号）の一部を次のよ

うに改正する。

第十四条第一項第五号中「第二十九条」を「第三十一条第一項」に改める。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十九号

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第十八の三の項中、「池田町」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県建築基準条例及び岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第三十号

岐阜県建築基準条例及び岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

（岐阜県建築基準条例の一部改正）

第一条 岐阜県建築基準条例（平成八年岐阜県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の三中「第八十五条第五項若しくは第六項」を「第八十五条第六項若しくは第七項」に、「第八十七条の三第五項若しくは第六項」を「第八十七条の三第六

項若しくは第七項」に改める。

（岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部改正）

第二条 岐阜県土木関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一二の表四十四の項中「第八十五条第五項」を「第八十五条第六項」に改め、同表四十四の二の項中「第八十五条第六項」を「第八十五条第七項」に改め、同表五十六の項中「第八十七条の三第五項」を「第八十七条の三第六項」に改め、同表五十七の項中「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の三第七項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第三十一号

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土木関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第十八の二の表中三の項を五の項とし、二の項を三の項とし、同項の次に次のように加える。

四 法第八 条第一項 に規定す る長期優 良住宅維 持保全計 画の変更 の認定の 申請に対 する審査	1 登録住 宅性能評 価機関が 交付する 住宅の品 質確保の 促進等に 関する法 律第六條 の二第五	イ 一戸建ての住宅	一件に つき	一〇、〇〇〇
		ロ 一戸建ての住宅以外の住宅	一棟の戸数が一件につき 五以下のもの 一棟の戸数が一件につき 五を超え十以下 のもの	一七、五〇〇 二八、〇〇〇
			一棟の戸数が一件につき 十を超え二十	四六、〇〇〇

										項に規定 する確認 書若しく は住宅性 能評価書 又はこれ らの写し を添付す る場合	
										2 1に掲 げる場 合 以外 の場 合	
										イ 一戸建ての住宅 口 一戸建ての住宅以外 の住宅	
五以下のもの	一棟の戸数が二十五を超え五十以下のもの	一棟の戸数が五十を超え百以下のもの	一棟の戸数が百を超え二百以下のもの	一棟の戸数が二百を超え三百を超えるもの	一棟の戸数が三百を超えるもの	一棟の戸数が五十以下のもの	一棟の戸数が五十を超え百以下のもの	一棟の戸数が百を超え二百以下のもの	一棟の戸数が二百を超え三百を超えるもの	一棟の戸数が三百を超えるもの	一棟の戸数が五十以下のもの
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
七六一、〇〇〇	四四四、〇〇〇	二四九、五〇〇	一二七、五〇〇	八一、〇〇〇	三六、〇〇〇	二六八、〇〇〇	一三六、〇〇〇	一八七、〇〇〇	一一〇、五〇〇	七三、〇〇〇	

別表第二十八の二の表一の項の次に次のように加える。

										二 法第五 条第六項 又は第七 項に規定 する長期 優良住宅 維持保全 計画の認 定の申請 に対する 審査	
										1 登録住 宅性能評 価機関が 交付する 住宅の品 質確保の 促進等に 関する法 律第六条 の二第五 項に規定 する確認 書若しく は住宅性 能評価書 又はこれ らの写し を添付す る場合	
										イ 一戸建ての住宅 口 一戸建ての住宅以外 の住宅	
以下のもの	一棟の戸数が百を超え二百以下のもの	一棟の戸数が二百を超え三百を超えるもの	一棟の戸数が三百を超えるもの	一棟の戸数が五十以下のもの	一棟の戸数が五十を超え百以下のもの	一棟の戸数が百を超え二百以下のもの	一棟の戸数が二百を超え三百を超えるもの	一棟の戸数が三百を超えるもの	一棟の戸数が五十以下のもの	一棟の戸数が五十を超え百以下のもの	一棟の戸数が百を超え二百以下のもの
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
二〇、〇〇〇	三七四、〇〇〇	二二一、〇〇〇	一四六、〇〇〇	九二、〇〇〇	五六、〇〇〇	三五、〇〇〇	二、四五七、五〇〇	二、〇〇六、五〇〇	一、四〇五、五〇〇		

この条例は、令和四年七月一日から施行する。

附 則	2 1に掲 げる場 合 以外 の場 合		イ 一戸建 ての住 宅		二百を超え三 百以下のもの	
	一棟の戸数が 三百を超える もの	一件に つき	五三六、〇〇〇	一棟の戸数が 二百を超え三 百以下のもの	一件に つき	四、〇一三、 〇〇〇
	一棟の戸数が 二百を超え三 百以下のもの	一件に つき	二、八一、 〇〇〇	一棟の戸数が 二百を超え二 百以下のもの	一件に つき	一、五三二、 〇〇〇
	一棟の戸数が 二百を超え三 百以下のもの	一件に つき	四、九一五、 〇〇〇	一棟の戸数が 二百を超え二 百以下のもの	一件に つき	八八八、 〇〇〇
	一棟の戸数が 二百を超え三 百以下のもの	一件に つき	二五五、〇〇〇	一棟の戸数が 二百を超え二 百以下のもの	一件に つき	四九九、〇〇〇
	一棟の戸数が 二百を超え三 百以下のもの	一件に つき	一六二、〇〇〇	一棟の戸数が 二百を超え二 百以下のもの	一件に つき	七二、〇〇〇

岐阜県教育委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和四年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十二号

岐阜県教育委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県教育委員会関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表一の表一の項中「第十六条の二第一項」を「第十六条第一項」に改め、同表二の項中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改め、同表三の項中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改め、同表中六の項及び七の項を削り、八の項を六の項とし、九の項を七の項とし、十の項を八の項とし、十一の項から十五の項までを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和四年七月一日発行

発行者
発行者

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社